

事項二 米国ニ於ケル排日問題雑件

六九 二月二十一日 在米國珍田大使ヨリ
石井外務大臣宛

日本力「コロンビア」ニ土地ヲ得ントストノ

新聞記事ニ付報告ノ件

公第六三号

(三月二十日接受)

大正五年二月二十一日

在米特命全權大使子爵 珍田捨己(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

「インターナショナル、ニュース、サーヴィス」ノ通信トシテ廿日ノ当地「ポスト」新聞及紐育「アメリカン」等ニ掲載セル別紙切抜ノ記事ハ日本カ嘗テ巴奈馬ニ土地ヲ獲ント企テ其商議ヲ「マドリッド」ニ於テ進メタルモ失敗シタル處今回又々同様ノ目的ヲ以テ「コロンビア」共和国ト商議ヲ始メタリト云フニ在リ頗ル荒唐無稽ノ説ナルハ勿論「ハースト」系新聞紙ノ外之ヲ掲載セサル事實ニ顧ミルモ其一般ニ重要視セラレサルハ明瞭ニ有之右ハ「ハースト」系統ノ排日的氣焰ヲ助クルト共ニ軍備拡張論ノ進捗ニ資セ

七〇 二月二十八日 在ロスアンゼルス大山領事代理ヨリ

日本人ノ感情ヲ害セシテ日本移民ヲ制限ス
ル方策ヲ推奨スル羅府新聞ノ社説報告ノ件

附屬書 右社説訳文

公第五八号

(四月十五日接受)

大正五年二月二十八日

在ロスアンゼルス領事代理

副領事 大山卯次郎(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

過般加州土地法問題解決ニ関シ珍田大使ヨリ當國國務省ニ對シ再ヒ申込ヲ為シタリトノ華府電報ニ對シ本日發行當市「トリビューン」紙ハ「爭議ヲ論スヘキ好時機ニ非ス」ト題シ別紙訳文ノ如キ意味ノ社説掲載致候間御参考迄該切抜差進候 敬具

註 別紙訳文ノミ採録シ新聞切抜ノ原文ハ省略セリ

(附屬書)

大正五年二月廿八日羅府トリビューン紙社説訳文

争議ヲ論スヘキ好時機ニアラス

二 米国ニ於ケル排日問題雑件 七〇

ントスル捏造ニ出テタルモノト推測セラレ候得共万一民間ニ於テ本件類似ノ行動ニ出テ若クハ企図ヲ抱キ居ル事實モ有之候ハハ本使心得迄ニ御回報ヲ煩度右報告旁申進候

敬具

追テ「インターナショナル、ニュース、サーヴィス」ハ「ハースト」ノ經營スルモノニシテ其通信ハ紐育「アメリカン」或ハ當地「ポスト」ノ如キ黃紙以外ニハ掲載セラレサルト共ニ世人モ一向之ニ信用ヲ置カス從テ他社ノ通信ニシテ日本ニ關係アルモノ新聞ニ見ハレタル場合ニハ必ス當館ニ問合スルヲ例トセル在當地通信員ノ如キモ右國際通信社ノ通信記事ニ關シテハ何等問合セ来ルコト無之現ニ一、二週間前同通信カ日本カ墨国ニ軍隊ヲ上陸セシメントセル旨ノ電報ヲ伝ヘタル際モ同様ノ情況ニ有之候通信社ノ報道カ全然社會ノ信用ヲ失墜シ居ルハ明白ナル事實ニ之有候為念申添候

註 新聞切抜省略

日本ハ華府外交多端ノ秋ニ当リ日米両國政府間ニ行惱ミツツアル問題ヲ再議セントス

思フニ平時ニハ平穏ニ協定シ得ヘキ争議モ戰乱ノ為變調セル昨今ニアリテハ禍乱ヲ招致スル素因トナル恐アルヲ以テ目下全世界ニ漲レル不穩ノ空氣カ幾分ナリトモ晴ル迄本爭議ヲ猶予スルコトヲ望マシトスルモ已ニ日本大使ガ最後ノ処決ヲ遂ケタキ旨國務省ニ申出タル以上此上猶予シ難キ此等ノ諸問題ヲ互讓的精神ニヨリ処決スルコト実ニ望マシキ限りナリ

「他人ノ身トナリテ見ヨ」トノ俚諺ヲ惟フ毎ニ吾人ハ敏愼ニシテ自負心強キ日本人カ人種の威嚴及國民的名譽ヲ痛ク毀損セラレタルモノナル事ニ想到セサル能ハス故ニ吾人ハ多大ノ讓歩ヲナスニ非スンハ日本人ノ怨恨ヲ緩宥スル能ハサルニ似タレトモ更ニ一步ヲ進メテ考フレハ一方ニ現存ノ如キ有効ナル東洋移民制限ヲナスト共ニ他方ニ日本人ノ覺知性ヲ損セサルヲ得ル方法アリ即チ「ギュリック」氏ノ提出ニ係ル移民制限法ニシテ各國ヨリノ毎年入國数ヲ米國已往ノ該國民數ニ準拠シテ許可スルコトトシ之ヲ各國一律ニ適用スルコトセハソノ結果ハ諸外國ヨリノ移入民ニ影響

ヲ与ヘスシテ而モ東洋移入民ヲ制限シ得ル事トナルヘク此方策ハ差別的ナラサルカ故ニ日本ニ於テ忿怨ヲ醸成スル憂アラサルヘシ

七一 二月二十八日 在ポートランド龍崎領事ヨリ
石井外務大臣宛

日本人ノ写真結婚問題ニ関スル「モーニング、オレゴニア」紙社説報告ノ件

機密第四号

大正五年二月二十八日

在ポートランド領事 熊崎 恭(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

(三月二十日接受)

過日合衆国議会ニ提出セラレタル「バーネット」移民法案

ノ討議中提案者カ日本人ノ写真結婚ニ論及シ其好マシカラ

サルヲ言明シタル趣ハ當時広ク各地新聞ニ伝ヘラレ居候處

之ニ関シ当地「モーニング、オレゴニア」新聞ハ本日其

社説ニ於テ先ツ本問題大体ノ由来ヲ記述シタル後元来日本

問題タルヤ兩國共夫々依テ以テ正当トスル論拠ヲ有シ俄ニ

其曲直ヲ決シ難キ困難アリ從テ本件モ其解決ノ長引クハ止

ムヲ得サルヘシ現下ノ趨勢ニ見ルニ日本ハ其過剰ナル人口

及精力ヲ支那及満洲方面ニ向ケルコトヲ得ヘケレハ以テ両國力本問題ノ為メ干戈相見ユルカ如キコトハ決シテ之レナカルヘシ畢竟本問題ハ会々吾人ヲシテ國際間ニ於ケル理非ハ地理的関係及國際間ノ現況ヨリ見タル必要如何ト云フ實際的見地ニ依リテ決スルノ外ナキヲ思ハシムルモノナリ云

タト論シ居候ニ付御参考迄別紙切抜及御送付候 敬具

註 別紙切抜省略

七二 四月十五日 在ロスアンゼルス大山領事代理ヨリ
石井外務大臣宛

週刊報羅府「グラフ・キック」ノ「バーネット」移民法案ニ關スル社説二付報告ノ件

公第八五号

大正五年四月十五日

在ロスアンゼルス

領事代理副領事 大山 卵次郎(印)

外務大臣 石井菊次郎殿

(五月十日接受)

當地発行ノ週刊報羅府「グラフ・キック」ハ其四月八日号ニ於テ別紙ノ社説ヲ掲載致候ニ付御参考迄ニ右切抜及其要領訳文相添御送付申進候 敬具

註 切抜ヲ省略シ訳文ノミ採録ス
(別紙)

羅府「グラフ・キック」四月八日号所載社説訳文

真ニ憂フヘキ移民問題

我力讀者ノ一人頃者書ヲ本社ニ寄セ「バーネット」案ニ關シ本社ト反対ノ意見ヲ述ヘ同案中文字ノ有無ヲ以テ移民ノ資格ヲ定ムルコトノ理當ナラサルコト及友邦ノ日本人ヲ劣等人種視シ彼等ヲ憤怒セシムルハ策ノ拙ナルモノナルコトヲ指摘セリ蓋シ本社ヲシテ忌憚ナク云ハシムレハ「バーネット」案中ニ日本人排斥ノ条項ヲ有スルコトカ一ノ失敗ナルコトハ吾人ノ全然同意スル所ナリ日本政府ハ一九〇七年ノ「紳士協約」ヲ忠実ニ履行スルヲ以テ日本労働者ノ渡米ハ既ニ禁止セラレ居レリ知事「デヨンソン」ノ権謀ニ富ミ排亞党ノ狂暴ナル徒ニ「東洋人禍」ヲ叫号シ排外土地法ヲ制定シタルモ是只日本人ノ感触ヲ害スルニ過キサルナリ現ニ千九百七年以来日本人ノ入国ハ年々減少シ合衆国最近百五十七人ニシテ近年ノ平均入來数ハ八百人ニ過キス之ヲシモ危害脅威ナリト云ハシカ、試ニ今日本人ノ英語ヲ学フ

及精力ヲ支那及満洲方面ニ向ケルコトヲ得ヘケレハ以テ両國力本問題ノ為メ干戈相見ユルカ如キコトハ決シテ之レナカルヘシ畢竟本問題ハ会々吾人ヲシテ國際間ニ於ケル理非ハ地理的関係及國際間ノ現況ヨリ見タル必要如何ト云フ實際的見地ニ依リテ決スルノ外ナキヲ思ハシムルモノナリ云タト論シ居候ニ付御参考迄別紙切抜及御送付候 敬具
註 別紙切抜省略

ニ熱心ナルコト勤儉質素ニシテ良市民タルコトニ想到セハ誰カ日本人ヲ命名スルニ「不良移民」ヲ以テセん、素ヨリ國法上蒙古人種ノ名称ノ下ニオカルルカ故ニ帰化ニ依リテ米国民トナル能ハサルコトハ吾人ノ欠陥ニ本クモノニシテ日本入カ市民トシテ賞揚スヘキ幾多ノ素質ヲ具備スル以上之ヲ市民タラシムル能ハサルハ吾人ノ不幸事ナリ、然リ而シテ米國大審院ハ先づ日本人ノ蒙古人タルヤ否ヤヲ裁決セス法律上ニハ未タ解決セラレサル問題ナリトス
而シテ歐洲移民ハ百年前ト今日トハ大ニ趣ヲ異ニシ南欧移民ハ其百分ノ一ノミ農耕ニ從事シ其他ハ市内ニ鷄集シ目下米国内ニアル英語ヲ話ス能ハサル外国人ノ數三百五十六万五千人ニ達シ其中三万五千六百人ノミ英語ヲ學ハント努メ居ルナリ伊國ニ於ケル一丁字ナキモノハ其六割ニ及フ大戦後ハ必スヤ大多数ノ移民流入スヘキヲ以テ予メ之ニ備フルハ策ノ得タルモノナリ、コレ「バーネット」案ノ妥当ナル所以ニシテ吾人モシ歐洲移民ヨリ來ル危害禍孽ヲ想フトキハ日本移民ヨリ生スル「脅威」ノ如キハ之ヲ顧慮スルノ必要ナキヲ知ルニ足ルヘシ

七三 四月二十六日 在ポートランド熊崎領事ヨリ
石井外務大臣宛

日本政府ノ米国移民法案交渉ニ関スル新聞論

調報告ノ件

機密第五号

大正五年四月廿六日 (五月十七日接受)

在ポートランド領事 熊崎 恭(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

目下華府ニ於テ御交渉中ノ移民法案問題ニ関シ当地重ナル新聞紙ハ何レモ「ワシントン」電報ヲ掲ヶ事件ノ概要ヲ報道シタルモ時節柄対独、対墨ノ如キ当國涉外事件頻繁ノ際ナル加減ニヤ今日迄ノ處本件ハ別ニ一般ノ注目ヲ惹キタル様子無之唯本月廿二日ノ夕刊「テレグラム」紙カ別紙ノ通り日本カ紳士協約ニ依リ移民制限ヲ実行シ居ル今日我ヨリ好シテ日本ヲ侮辱スル如キ立法ヲナスハ不可ナリトテ頗ル穩當ナル論評ヲ試ミタル丈ケニ有之候仍テ右珍田大使ヨリ電訓ノ次第モ有之旁本件事実ノ報道ニ閱スル主ナル新聞記事一種(其他ノ新聞記事ハ大同小異ノモノニ付略ス)切抜ト併セ御送附致候間御查閱相成度尚本件ニ関シテハ今後共

折角注意隨時報告可申進候 敬具

附屬書類

一、四月廿一日及廿四日テレグラム紙

記事切抜 一

一、同廿二日同紙社説切抜 一

註 附屬書類ヲ省略ス

七四 四月二十七日 在シアトル高橋領事ヨリ
石井外務大臣宛

日米両国政府間交渉移民法案ニ関スルシアトル新聞記事切抜送附ノ件

通公第四九号

大正五年四月二十七日 (五月十六日接受)

在シアトル領事 高橋清一(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

刻下日米両国政府間交渉移民法案ニ関連スル当地方新聞記事切抜送附方ニ関シ在米珍田大使電訓ノ次第有之茲ニ右本日迄ノ分御参考迄ニ一併進達供覧候 敬具
追而別紙切抜其他ノ状況ニ徴スルニ当地方人士ハ今回珍田大使抗議ノ点ニ関シテハ予テ十分研究ヲ遂ケ居ラサリ

シモノノ如ク從テ本件ヲ中央政府及中央議会ノ裁決ニ委ネ散テ討議ヲナスノ意思ナキモノノ如クニ見受ケラレ候右申添候也

七五 四月二十九日 在シカゴ來栖領事ヨリ
石井外務大臣宛

日本政府ノ米国移民法案ニ対スル抗議ニ関ス

ル新聞論調報告ノ件

機密第四号

大正五年四月二十九日

在市俄古 領事 来栖三郎(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

帝国政府ノ「バーネット」移民法案抗議ニ対スル当地新聞雜誌論調報告方珍田大使ヨリ電訓ノ次第ニ基キ其重ナルモノ別紙切抜ノ通差進候ニ付御查閱相成度候

当地新聞ノ多数ハ本件ニ関スル最近ノ報道カ偶々大統領ノ對独通告ニヨリ独米外交關係ニ緊張セル機會ニ公表セラレタルヲ利用シ其予テ米国防備完成ヲ称道セル一派ハ日本カ

ト被存候從テ一部ノ新聞紙ノ如キハ所謂人氣問題タル軍備

二 米国ニ於ケル排日問題雑件 七六 七七

九八

拡張論ノ称道ト独逸人側ノ反感ヲ避ケントスル方略トノ間

ニ調和ヲ求メントシ常ニ日米国交将来ノ危険ヲ力説セル有

様ナルヲ以テ今回ノ如キハ奇貨措クヘシトナシ極力之ヲ論

議セントスルモノノ如ク「シカゴ、トリビューン」紙ノ如

キハ其好適例ニ有之候唯独リ当地夕刊新聞ノ白眉タル「シ

カゴ、デーリー、ニュース」ハ今回ノ報道ノ伝ヘラレタル

以前ヨリ「バーネット」案排亞細亞人条項ノ非ヲ鳴ラシ寧

ロ「ギュリック」博士ノ移民制限策ヲ採用スルノ賢明ナル

ヲ称ヘ居リタルカ今回ハ更ニ其宿論ヲ繰返スト共ニ日本力

決シテ米国外交多難ノ際ヲ利用シ本抗議ヲ提出セルモノニ

アラスシテ該案ノ両院通過以前ニ之カ修正ヲ求メントスル

ノ必要ニ基キ此ノ際之ヲ提出スルノ已ムヲ得サルニ至レル

モノナリト論セルハ寧ロ異数トスヘク之ヲ大勢ヨリ見テ當

地米国人ノ多數ハ今回ノ抗議カ米国外交多難ノ機会ヲ捉ヘ

タルモノナリトノ印象ヲ有スルモノノ如ク致觀察候右及報

告候 敬具

本信送付先 在華府珍田大使

註 別紙切抜省略ス

大正五年五月十日

在ロスアンゼルス

領事代理副領事 大山 卵次郎（印）

外務大臣男爵

石井菊次郎殿

当地発行ノ「ロスアンゼルスグラフ キック」本年五月六日

号ニ別紙ノ記事掲載有之候条茲ニ右切抜並ニ訳文相添ヘ御

参考迄ニ供貴覽候 敬具

本信発送先 珍田大使

註 ロスアンゼルス、グラフ キック切抜省略

（附屬書）

「ロスアンゼルス、グラフ キック」五月六日号訳文

日本人ノ正当ナル激憤

日本カ比島ノ獲得ヲ計リ又其他ノ方面ニ於テ米国ノ利益ヲ

犯サントストノ流説浮言ノ熾盛ナルカ為メ今ヤ世人ハ漸ク

密ニ両國ヲ離間セントスル奸人ノ存スルヲ思フニ至レリ蓋

シ一般米国人ヲシテ日本人ヲ危疑セシメ日本人ニ対シテ公

正ナル待遇ヲ与フル事ヲ困難ナラシメントスルニアルモノ

ニシテ陋劣モ亦甚シクスル虚構ノ浮説ヲ流布スル新聞紙ハ

結局米国ニ禍害ヲ齎スモノニシテ愚モ亦甚シト云ハザルヘ

七六 五月五日 在米國珍田大使ヨリ

石井外務大臣宛

「バーネット」移民法案ニ對スル我抗議ニ閲シ

スル新聞記事論説切抜送附ノ件

（五月二十九日接受）

大正五年五月五日

在米特命全權大使子爵 珍田 捨己（印）

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

「バーネット」移民法案ニ對スル我抗議ニ閲シ當國新聞紙

ニ表ハレタル記事論説ノ概要ニ就テハ既ニ電報申進置候處

茲ニ切抜ノ重ナルモノ一括御参考迄送附申進候 敬具

註 新聞切抜省略

七七 五月十日 在ロスアンゼルス大山領事代理ヨリ

石井外務大臣宛

米国国会ハ「バーネット」移民法案ヲ訂正シ

日本国民ノ悪感ヲ一掃セヨトノ羅府「グラフ

キック」社説報告ノ件

公第一〇一號

（六月十二日接受）

附屬書 右社説訳文

カラズ

日本ノ米国ニ對スル友誼ノ眞実ナルヤ疑フベクモアラズ故ニ日本ガ「バーネット」案ヲ以テ自己ヲ凌辱スルモノト為

スハ當然ナリ從來吾社ノ論ジタルガ如ク又米國移民統計ノ示スガ如ク日本ハ「ルート」高平條約ヲ嚴守スルガ故ニ今

更日本國民ヲ侮辱スルハ愚ノ極ニシテ此度米國政府ガ危局ヲ未然ニ防遏セントスルハ公正且ツ賢明ノ措置ナリ日本ハ

其名譽ヲ重ズルガ故ニ其移民ガ米國ニ於テ他國民ト異ナル待遇ヲ受クル事ヲ快シトセズ吾人ハ米國国会ガ早ニ迨ビテ

其移民案ヲ訂正シ日本國民ノ悪感ヲ一掃シテ慰藉スルニ至

ランコトヲ切望ニ禁ヘズ

七八 五月十七日 在桑港山崎總領事代理ヨリ

石井外務大臣宛

桑港勞働党機關雜誌記事切抜送附ノ件

附屬書 五月十七日附山崎總領事代理發珍田大使宛

華第二四號写

公第一六八號

（六月十二日接受）

大正五年五月十七日 在桑港總領事代理 山崎 平吉（印）

二 米国ニ於ケル排日問題雑件 七九

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

本年五月十七日付在米大使宛華第二四号拙信写送付

一、当地労働党機関雑誌 Labor Clarion 記事切抜送付
ノ件

(附屬書)

写 華第二四号

大正五年五月十七日

在桑港總領事代理 山崎平吉

在米 特命全權大使子爵 珍田捨己殿

当地労働党評議員会ニ於テ本邦移民制限方ニ關シ大統領ヘ陳情書ヲ發送スルコトニ決議シタル趣ニテ本月五日發行ノLabor Clarion ニ右掲載致居候ニ付同記事切抜別紙ノ通及送付候条御查閱相成候様致度此段及報告候 敬具

追テ右記事ハ我移民渡航者特ニ写真結婚者数等ニ付誇張シタル数字ヲ掲げ居候最近數年ニ於ケル写真結婚者数等ニ付テハ目下取調中ニ有之為念此段申添候

考右切抜及意訳供貴覽候 敬具

本信発送先 華府大使

註 新聞切抜省略

(附屬書)

「フィラデルフィヤ」發行「パブリック、レディー」紙四月拾壹日号掲載ノ「シェバード」陸軍大佐ノ寄書要訳

加州煽動者日本人ヲ迫害ス

(加州桑港労働者巨魁ノ促進セル排日運動ノ梗概)

日本移民ハ明治拾七年支那人排斥ノ年ニ始マリ同式拾四年ヨリ漸次其数ヲ増シ四十年ニ至リテ參方人ノ入國者ヲ見ルニ至レリ蓋シ彼等ハ布畦ヨリ米本土ニ転入セルモノニシテ布畦ノ砂糖耕主ハ百方其引止策ヲ講シ加州ノ労働組合ヲ買収シ是レヲシテ日本人排斥運動ヲ起サシメタルガ忽ニシテ米国ノ議員、知事等ノ椅子ヲ独フ者ニ至ル迄苟モ政治上ノ野心ヲ有スルモノハ皆之ヲ以テ奇貨措クベシトナスニ至リ

那威人「トウエットモー」ナルモノ即日排日ノ運動ヲ開始シ亞細亜人排斥協会ヲ創設シ「オルガナイズド、レーポー」

100

本信写送付先 石井外務大臣

註 該切抜省略ス

七九 五月十八日 在ロスアンゼルス大山領事代理ヨリ

石井外務大臣宛 シエパード陸軍大佐ノ加州日本移民ニ闕スル

新聞寄書切抜送附ノ件

附屬書 右寄書要訳

公第一〇七号 (六月十二日接受)

大正五年五月十八日

在ロスアンゼルス領事代理

副領事 大山 卵次郎 (印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

明治ノ初年約六年間江戸及横浜ニ駐在シ米国ノ總領事並ニ公使代理ヲ勤務シタル事アル米國陸軍大佐「エドワード、シェバード」氏ハ目下当地郊外「パサデナ」ニ余生ヲ送り本邦ニ対シ非常ナル好感ヲ示シ居候處去ル四月拾壹日ノ「ヒラデルフィヤ」市發行ノ「パブリック、レディー」紙ニ加州ト日本移民ニ關スル同氏ノ断片的意見ヲ寄書シタル趣ヲ以テ今回同氏ヨリ右新聞紙ノ送附ヲ受ケ候ニ付為御参

紙上ニテ連日日本人ヲ攻撃シ市民大会ヲ催シ日本人学童離隔ノ決議ヲナシ日本学童ノ道徳的智識的ニ劣等ナルヲ主張シタルモコハ日本人ヲ知ルモノニハ嗤笑スペキ限リナリ間モナク桑港ノ浮浪漢ガ盛ニ日本人ヲ襲撃シ其營業ヲ防害シタルコトハ世人ノ熟知スル所、日本学童ニ關シテハ当局教師ノ却テ日本学童ヲ賞揚スルアリ「トウエットモー」等ハ日米人ノ結婚ヲ非難シタルモ思フニ結婚ハ各人ノ嗜好及ビ撰択ニ属スル問題ニシテ他人ノ容喙スベキ限りニアラズ旧市長「マカシ」牧師「ヴィルソン」等ノ如キ日本人ヲ蛮人呼リスルモノ彼等自ラ蛮人タルナリ現日本皇帝ハ百廿式代ニシテ世界中最モ古ク歐洲ノ皇位ノ如キハ之ニ比スル時ハ唯成上リノミ神武天皇ハ耶蘇紀元前六百年ニ帝祚ヲ踐ミ日本ノ文明ハ歐米ノ祖先ガ漂浪的蛮族ナリシ當時已ニ燐然トシテ見ルベキモノアリキ然カモ以上ノ中傷ヲ敢テシ野卑ナル人種僻見ヲ利用シテ官職ニ就キ教育アリ資産アル日本人ニ対シテハ之ヲ罵罵虐待シ料理店ニ於テ飲食ヲスラ拒絶セリ

目下米国ニハ日本人在留者七万人其多數ハ西部地方ニアリ

若シ廿五万乃至五拾万ノ日本人來ランカ吾人ニ対シテ何等

二 米国ニ於ケル排日問題雑件 七九

101

二 米国ニ於ケル排日問題雑件 八〇

一〇一

危険ヲ加フルコトナキノミナラズ却テ大ナル利益ヲ齎スベシ「ユニオン」ノ專擅放恣ナル日本人ヲ目スルニ低銀労働者ヲ以テシ之ヲ排斥シテ以テ自ラ過当ノ暴利ヲ貪レリ

日本人ハ土地ノ収約耕作法ヲ熟知スルガ故ニ歓迎スベキ労働者ナリ加州ハ已ニ七万ノ日本人ノ為メニ大ナル利益ヲ得

タルガ更ニ多數ノ日本人來ラバ更ニ加州ノ利潤トナラン

白人ニシテ日本人ト農業上競争シ得ズトセバ宜シク日本人ニ一步ヲ譲リテ猶太人ニ衣服仕立業ヲ委セタル如クナスベシ兩人種ガ隣人トシテ共生シ得ズトイフモノアルモコハ妄説ナリ

「ユニオン」ノモノハ日本人ヲ不潔ナリトイヘルモコハ誣言ナリ

更ニ又日本人ヲ不道徳ナリトイフモノアルモ先米國ヲ顧ミルカヨシ盜賊賄賂腐敗ノ横行スル名状スヘカラス

米國新聞欄ヲ埋ムルモノハ殺人、強盜、放火、白娼、姦淫等ナルモ日本人ノ品行方正ニシテカカル醜状ナキハ加州警察記録ノ明示スル所ナリ

八〇 五月二十三日 在ホノルル 諸井総領事代理ヨリ 石井外務大臣宛

バーネット移民法案中ノ排日的条項ニ対スル
ホノルル日本人会ノ反対運動ニ關スル件

公第九七号

大正五年五月二十三日

(六月十二日接受)

在ホノルル

総領事 諸井六郎(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

過般バーネット移民法案ノ米國下院ヲ通過スルヤ当地根來源之ニハ所謂「日本人会」幹事ノ名ヲ以テ該法案中ノ排日的条項ニ対シ新聞ニ演舌会ニ声ヲ大ニシテ其不法ヲ絶叫シ一方ニ於テハ同会ノ名ニ於テ米國大統領ニ宛テ該条項削除ノ請願文ヲ送ル等頻リニ此問題ニ対スル在留邦人ノ感興ヲ煽ルニ努メタリ蓋シ同人カ主宰スル日本人会ハ名義コソ日本人人会ナレト其實同人外十數名ノ同志者ノ寄合ニ過キサル極メテ無勢力ノ團体ニ過キサル(大正四年四月七日附機第一三号参照)ヲ以テ同人等ハ只管虚勢ヲ張リ邦人間ノ無識階級ノ雷同ヲ得テ其会勢ヲ伸張セムト努メ之レカ為メ激越

知リタルニ過キサリシ、夫レハ兎モ角予期ノ如ク該法案ノ排日的条項削除セラレ一時日米間ニ横ハレル暗雲一掃セラレ其ノ親交益々親善ニ赴キタルハ慶賀ノ至リナリト述ヘ以テ本問題ニ關スル日本人会ノ妄動力一般在留民ト何等ノ關係ナキコトヲ弁明致置候右為御参考及報告候 敬具

八一 五月二十四日

在桑港山崎總領事代理ヨリ

バーネット移民排斥案ニ対スル上院ノ修正二

附屬書 右社説訳文

(六月十九日接受)

公第一九〇号

大正五年五月二十四日

在桑港總領事代理 山崎平吉(印)

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

「バーネット」移民排斥案ニ關スル上院ノ修正ニ対シ本月

十八日発行ノ當地「クロニクル」紙ニ別紙切抜及訳文ノ通

ノ社説ヲ掲ケ居候ニツキ為御参考御査閱相成度此段申進候

サリシ而シテ過般英字新聞紙上ニ該法案通過ノ場合ニ於テ日本ハ報復ノ處置ヲ取ルヘシト論シタルモノアルヲ見テ初

メテ邦人中ニモ一二斯ノ如キ杞憂ヲ抱キ居リシモノアルヲ

(附屬書)
五月十八日桑港「クロニクル」社説訳文

吾人ハ未ダ「バーネット」移民排斥法案ニ闕スル上院委員会ノ修正原文ヲ闕スルノ機会ヲ有セズ又其修正理由ノ説明ヲ聞カザル故ニ之ニ対シ適確ナル評論ヲ下スコト能ハズト雖モ要スルニ東經百十度以東ノ亞細亞地方ハ排斥ノ適用範囲外ニ置カレ從テ日本及其領地並ニ支那ノ五分ノ二ハ共ニ本法ノ適用ヨリ除外セラルモノノ如ク然レバ支那本土及台灣ヨリ来る幾百ノ支那人ニ対シ広ク吾人ノ門戸ヲ開放スルモノト云フベシ苟モ加州選出議員ハ少クトモ支那人ニ関スル限り從来ノ排斥法規ヲ保留スルニ努メタルニ相違ナシト期待セラルルモ若シ否ラサレバ修正案ノ結果ハ我国ニ於テ東經百十度以東ヨリ来る支那人ナルコトヲ立証スベキ十分ノ準備ヲ齊フルニアラザル限り全支那人ノ人民ハ何レモ東經百十度以東ノ住民ナリト詐称シ陸続我国ニ入國スベシ此レ豈吾人ノ能ク忍ビ得ル所ナランヤ更ニ奇怪トスルハ同修正案ノ西班牙ニ対スル關係ナリトス夫レ東經百十度ハ恰モ「バイカル」湖ノ東岸ヲ通過ス故ニ同湖以東ノ人民ハ我国ニ入國スルヲ許可セラルベキモ其

以西ノ人民ハ入國ヲ拒絶セラレザルベカラズ即チ知ル如此キ矛盾セル除外範囲ヲ定メタル所以ハ一二日本ノ領地タル朝鮮並ニ日本力將ニ侵略セントスル滿洲ヲ除外センガ為メノ趣旨ニ外ナラズ換言スレバ日本ガ支那ノ大部分ヲ蚕食スベキヲ予期スルニ非レバ此ノ如キ曠大ナル除外区域ヲ設クルノ必要ナシト謂フベシ日本ガ單ニ国民的自負心ノ為メニ移民排斥法案ニ反対スルモノト見ルヲ得ザルベシ何トナレバ日本ノ一等國タルノ地位ハ已ニ完全ニ確立セル所從テ其権利トシテ米国人ヲ排斥スルモ亦自由ナリトス而シテ吾人ハ之ヲ以テ直チニ日本ガ米国人ヲ侮辱セルガ為ナリト解スベキモノニアラズシテ唯日本ガ米国人ノ入國ヲ希望セザルガ為ナリト解スルヲ至当ナリトス此レ吾人ノ日本ニ対スル偽リナキ感情ノ告白ナリ

吾人ハ日本人ノ力倅ヲ賞讃シ又其ノ精氣ニ敬服セリ然レトモ吾人ハ日本人ト同居スルヲ好マズ夫レ日本政府ガ其ノ労働者ノ米国ニ来ルヲ制限シ得ル限り事態ハ円滑ニ進行スベシト雖モ他日日本政府ガ此制限ヲ加フル能ハザルニ至ルコトナキヲ保シ難ク從テ吾人ハ予メ日本ヲ本法排斥法案範囲内ニ加ヘ置クノ寧ロ万全ノ策ナルベキヲ信ス而カモ世人ノ

外務大臣男爵 石井菊次郎殿

多クハ日本ガ紳士協約ヲ法律トナスコトニ反対スル眞ノ理由ハ米國側ノ人種的偏見ノ点ニ在リト為シ日本ニ対シ不尠同情ノ念ヲ傾注セルハ吾人ノ解スル能ハザル所ナリ要スルニ移民案ハ更ニ幾多ノ例外規定ヲ追加スルニアラザレバ其ノ一度ビ法律トナルヤ種々奇怪ナル結果ヲ生ズルニ至ルベシ其一例ハ右排斥区域内ニ居住セル我宣教師商人等ガ其地ニ於テ出生シタル家族ヲ有スル場合事ニ因リ将来本国ニ帰國セントスルモ此等家族ハ入國ヲ拒絕セラルルヲ以テ之ヲ帶同スル能ハザルコトナルベシ本件解決ノ唯一ノ要訣ハ思フニ各國ヲシテ其當然ノ権利ニ依リ自由ニ他国民入國許否ノ決定ヲナサシムルニ在リ

八二 六月十九日

在米國珍田大使ヨリ

「バーネット」移民法修正案ヲ批難セル論

文等掲載ノ「イミグレーシヨン、ジャーナル

ル」六月号送附ノ件

(七月十五日接受)

公第弐六六号

大正五年六月十九日

在米特命全權大使子爵 珍 田 捨 己(印)

二 米国ニ於ケル排日問題雑件 八二 八三

八三 八月二十八日

右桑港總領事ヨリ
石井外務大臣宛

桑港エキザミナー所載加州及オレゴン州選出上院議員ノ移民法案ニ対スル意見ニ付報告ノ件

公第二九四号

(九月十九日接受)

外務大臣子爵 石井菊次郎殿

八月廿七日発行ノ当地「エキザミナー」紙ハ華府電報トシテ加州選出元老院議員 James D. Phelan 及「オレゴン」

州選出元老院議員 George C. Chamberlain ノ移民法案ニ対スル意見ナルモノヲ發表シ居リ Phelan ハ余ハ現移民法案ニ満足セス東洋移民禁止ニ閔シ或ハ修正案ヲ提出スルコトアルヘク最初下院案ハ帰化シ得サル亞細亞人ノ入國ニ閔シ明ニ制限ヲ加ヘタルモ上院委員会ハ經緯度ニ拠ル或ル地域ノ亞細亞人ニ対シ制限ヲ加フルコトシ支那人ニ対シテハ支那人排斥法又ハ日本人ニ対シテハ紳士協約ニ依リ既ニ制限サレ居ル故ヲ以テ之ヲ制限地域外ニ置ケリ仮令日本ハ紳士協約ヲ厳正ニ実行シ居ルトスルモ夫ハ米國法律ノ結果ニアラス米國ノ東洋移民ノ入國ニ反対スルハ一一ニ經濟上ノ理由ニ基クモノニシテ決シテ國民ノ優劣ニ閔セス從テ彼等ニ対シ何等侮辱ヲ意味スルモノニアラス東洋移民ノ多數入國スルハ米國共和政治ノ基礎ヲ危カラシムルモノニシテ黃白両人種ノ同化ハ望マシカラサル所ナレバ米國ハ此際東洋移民ニ対スル政略及意向ヲ明示スル移民法ヲ制定スヘキナリト論シ又 Chamberlain ハ余ハ日米間現條約ノ批准ニ際シ之ニ反対シタリ蓋シ同條約ハ日本ニ最惠國ノ地位ヲ

与フルト共ニ別ニ所謂紳士協約ナルモノアリテ右條約ノ明文以外ノ事項ヲ協約シアリ之力結果ハ内治權ノ一部ヲ他国ニ譲与スルト同一結果トナレハナリ移民制限ハ内治ノ一部ニシテ我國國民ノ利益ヲ基礎トシテ我任意ニ決定施行スクルコトアルヘク最初下院案ハ帰化シ得サル亞細亞人ノ入國ニ閔シ明ニ制限ヲ加ヘタルモ上院委員会ハ經緯度ニ拠ル或ル地域ノ亞細亞人ニ対シ制限ヲ加フルコトシ支那人ニ対シテハ支那人排斥法又ハ日本人ニ対シテハ紳士協約ニ依リ既ニ制限サレ居ル故ヲ以テ之ヲ制限地域外ニ置ケリ仮令日本ハ紳士協約ヲ厳正ニ実行シ居ルトスルモ夫ハ米國法律ノ結果ニアラス米國ノ東洋移民ノ入國ニ反対スルハ一一ニ經濟上ノ理由ニ基クモノニシテ決シテ國民ノ優劣ニ閔セス從テ彼等ニ対シ何等侮辱ヲ意味スルモノニアラス東洋移民ノ多數入國スルハ米國共和政治ノ基礎ヲ危カラシムルモノニシテ黃白両人種ノ同化ハ望マシカラサル所ナレバ米國ハ此際東洋移民ニ対スル政略及意向ヲ明示スル移民法ヲ制定スヘキナリト論シ又 Chamberlain ハ余ハ日米間現條約ノ批准ニ際シ之ニ反対シタリ蓋シ同條約ハ日本ニ最惠國ノ地位ヲ

カ權利ノ在ル所ヲ主張シ誤解ナキ明瞭ナル字句ヲ以テ我カ移民制限ノ方針ヲ明示スヘキナリ徒ラニ事件ヲ回避セントク決シテ他國ノ容喙ヲ許スヘキニアラス須ク我等ハ此際我スルハ策ノ得タルモノニアラス云々ト論シ居リ右両人ハ何レモ既ニ定評アル排日論者ニ有之且ツ「エキザミナー」紙ハ日本省ニ於テモ御購読ノ事トテ右ハ既ニ御閱読ノ事トハ存候ヘ其目下當地方ニ於テハ移民法案乃至日本移民ニ閔シ格別論議スルモノナキニ拘ラス独リ「エキザミナー」紙ハ毎時右様ノ記事ヲ掲ケ排日熱鼓吹ニ力メ居リ候一例トシテ右記事切抜及御送附候 敬具

註 切抜省略

事項三 第四回日露協約締結関係一件

八四 一月七日 安達公使手記（一）

日露重要案件ニ閔シ寺内總督ト会談ノ希望ア
ル旨「コザコフ」極東局長安達公使へ談話ノ
件

一月七日安達公使安東ヨリ太公殿下一行ヲ迎ヘ釜山ニ向フ
車中極東局長「コザコフ」ハ安達ニ向ヒ

日露兩國ノ運命ノ将来ニ關スル日露案件ニ通曉セルヤ
ト問ヒ「寺内伯ハ日本ノ元勲ニシテ其朝ニアルト野ニア
ルトヲ問ハス、其判断ハ必ス日本皇帝ノ重セラルル所ナ
ルヘケレハ同伯ニ於テヨク露國ノ意思ヲ了解セラレント
トハ予ノ熱望スル所ナリ、「サゾノフ」氏ハ殊ニ本問題ニ
重ヲ置キ特ニ予ヲ簡派シ殿下ノ御任務ヲ輔佐スルト同
時ニ本件ニ閔シ日本政治家ト十分意見ヲ交換スルノ内命
ヲ受ケタリ」

ト語レリ

註 安達公使ハ來日ノ露國「ミハイロヴィッチ」太公ノ接伴員

ヲ命ゼラレ太公一行ヲ安東ニ出迎ヘタリ「コザコフ」極東

三 第四回日露協約締結関係一件 八四 八五

八五 一月十日 安達公使手記（二）

露国外相ノ日露協約締結ノ希望ニ閔シ「コザ

コフ」極東局長談話ノ件

安 達 手 記

一月十日午後五時軍艦鹿島及敷島小豆島沖仮泊ノ際本使極

東局長「コザコフ」氏ヲ鹿島ニ訪問、同氏ハ感冒發熱臥床

中ナリシカ病ヲカメテ諸事ノ打合ヲナシ次ニ寺内伯ハ日露

間ノ高等政策ニ興味ヲ有スヘキヤト問ヒタル上

歐洲大戰開始ノ少シ前獨帝レヴァル沖ニ露帝ヲ訪問軍艦

内ニ於テ數次長時間ニ亘ル会談アリ其主要ナル話題ノ一

ハ日露ノ關係ナリキ獨帝ハ日本ヲ以テ露國ノ到底和解シ

得サル仇敵ナリト説クコトニ努メ露國ハ須ク支那ト連合

シテ日本ヲ排撃スヘシト極論シ露帝モ稍其意ヲ動カスニ

至リタルモノノ如クナリシカ其後獨帝ノ支那ニ対スル行

動ヲ注視シツツアリシニ獨帝ハ袁ニ向テ頻ニ日露兩國ヲ